

供給条件に係る文書
(ファミリープラン・夜トクプラン・ビジネスプラン A・ビジネスプラン B・
ECO ファミリープラン・ECO 夜トクプラン・ECO ビジネスプラン A・ECO ビジネスプラン B)

本書では、当社がお客様に電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは当社イデックスでんき約款等(ホームページ)をご確認願います。

1. 小売電気事業者の名称及び登録番号
・株式会社 新出光(A0031) 左記小売電気事業者とお客さまとの電気需給契約に際し、代理店(媒介者)を介することがあります。
2. 小売供給契約の申込方法
・ウェブサイト、お申込書またはお電話
3. 小売供給開始の予定年月日
・スマートメーターへの取替工事が必要となる場合 小売供給開始予定日は、お客さまのお申し込みをいただいた後、当社、前小売電気事業者、及び一般送配電事業者において切替手続が完了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日(標準処理期間満了日)以降の最初の定例検針日を原則とします。但し、お客さまのご要望により、定例検針日以外の標準処理期間以降の希望日を切替日として指定いただくことは可能です。
・スマートメーターへの取替工事が不要である場合 切替手続が完了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降の日となります。
4. 小売供給に係る料金
・基本料金、及び従量料金は以下の通りです。(一月あたり、税込)
・料金には燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

	契約電流	基本料金	電力量料金		
			最初の120kWhまでの 1kWhにつき	120kWhを超え300kWhま での1kWhにつき	300kWhを超える 1kWhにつき
①イデックスでんき ファミリープラン	10A	316円24銭	18円28銭	23円88銭	25円78銭
	15A	474円36銭	18円28銭	23円88銭	25円78銭
	20A	632円48銭	18円28銭	23円88銭	25円78銭
	30A	939円23銭	18円10銭	22円88銭	24円14銭
	40A	1,252円31銭	17円86銭	22円88銭	24円68銭
	50A	1,549円58銭	17円86銭	22円88銭	24円68銭
	60A	1,840円52銭	17円68銭	22円88銭	24円68銭
②イデックスでんき ECOファミリープラン	10A	316円24銭	19円78銭	25円38銭	27円28銭
	15A	474円36銭	19円78銭	25円38銭	27円28銭
	20A	632円48銭	19円78銭	25円38銭	27円28銭
	30A	939円23銭	19円60銭	24円38銭	25円64銭
	40A	1,252円31銭	19円36銭	24円38銭	26円18銭
	50A	1,549円58銭	19円36銭	24円38銭	26円18銭
	60A	1,840円52銭	19円18銭	24円38銭	26円18銭

※基本料金は1契約あたりの金額です。※使用量が0kWhの場合の基本料金は半額となります。

	基本料金			電力量料金(1kWhあたり)					
	契約電力が10kW 以下の場合 (1契約あたり)	契約電力が10kWを超える場合		8:00-22:00				22:00-8:00	
				平日		休日(土、日、祝)			
		夏・冬 7/1-9/30 12/1-2/28	春・秋 3/1-6/30 10/1-11/30	夏・冬 7/1-9/30 12/1-2/28	春・秋 3/1-6/30 10/1-11/30				
		15kWまで (1契約あたり)	15kW超過分 (1kWあたり)						
③イデックスでんき夜トクプラン	1,869円91銭	4,710円62銭	568円14銭	27円57銭	24円68銭	21円95銭	18円55銭	14円48銭	
④イデックスでんきECO夜トクプラン	1,869円91銭	4,710円62銭	568円14銭	29円07銭	26円18銭	23円45銭	20円05銭	15円98銭	

※使用量が0kWhの場合の基本料金は半額となります。

	契約容量	基本料金 1kVAにつき	電力量料金		
			最初の120kWhまで の1kWhにつき	120kWhを超え300kWhま での1kWhにつき	300kWhを超える 1kWhにつき
⑤イデックスでんきビジネスプランA	6kVA以上50kVA未満	316円24銭	18円12銭	23円57銭	23円79銭
⑥イデックスでんきECOビジネスプランA	6kVA以上50kVA未満	316円24銭	19円62銭	25円07銭	25円29銭

※使用量が0kWhの場合の基本料金は半額となります。

	契約電力	基本料金 1kWにつき	電力量料金	
			夏季 1kWhにつき	その他季 1kWhにつき
⑦イデックスでんきビジネスプランB	50kW未満	992円53銭	16円70銭	15円07銭
⑧イデックスでんきECOビジネスプランB	50kW未満	992円53銭	18円20銭	16円57銭

※使用量が0kWhの場合の基本料金は半額となります。※使用量が0kWhでない場合の基本料金は5%割引します。

※「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間をいいます。「その他季」とは、「夏季」以外の期間をいいます。

- ・カード決済割引: 電気料金を当社指定のイデックスクラブポイントカード・イデックスクラブカードで決済する場合、月々の電気料金を55円(税込)割引します。
- ・契約継続割引: 一年間契約をご継続された場合、一年満了ごとに満了月翌月の電気料金を500円(税込)割引します。また、複数契約の電気料金を一括して支払われる場合、その中で最も契約開始日が早いものを算定基準とします。
- ・請求書発行手数料: 「請求書」の郵送を必要とする場合、1拠点あたり220円(税込)をお支払いいただきます。
- ・その他キャンペーン: ホームページ、イデックスでんきコールセンター等でご確認願います。

5. 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
・原則として、料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。なお、契約の開始・変更・終了の際には、日割計算を

- ・使用電力量の計量は、一般送配電事業者が取り付ける記録型電力量計の読みによるものとし、託送供給等約款における接続供給電力量をもって使用電力量とします。
- ・料金の支払義務は原則として検針日の属する月の末日に発生するものとし、支払期日は、支払義務発生日の翌月23日とします。
- ・お客さまが支払期日を経過して料金をなお支払われない場合、支払期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて年利10%の延滞利息を申し受けます。

・原則として、クレジットカード払いまたは口座振替とします。但し、初回のお支払いや一般送配電事業者に対するお客さまの責任としてご負担いただく費用等は当社所定の払込票によりお支払いいただきます。

・契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までとし、契約の消滅または変更がない場合は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

- ・契約変更、及び解約の期間制限は設定しません。

・お客さまからの申し出による小売供給契約の変更 契約種別、契約電流、契約容量等の変更をされる場合は、申込みをされた日以後、原則として最初の検針日から適用します。

1) 契約後、供給開始前の契約解除 一般送配電事業者が供給設備の一部または全部を施設したのち、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を変更または廃止される場合は、当社は、一般送配電事業者から当社に請求された当該費用の実費をお客さまから申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

2) 契約後1年未満の契約解除 お客さまが契約電力量等(契約電流、契約容量、契約電力)を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力量等を減少しようとする場合には、当社は、原則、需給契約の変更または消滅の日に、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から当社に請求された料金、工事費の精算額をお客さまから申し受けます。

・当社からの申し出による解約 お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は需給契約を解約する場合があります。

- 1) お客さまがこの需給契約の料金または他の需給契約の料金を、支払期日の翌月20日までに、なお支払われない場合
- 2) お客さまが料金以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます)を支払わない場合
- 3) お客さまが電力供給約款に記載されていることに違反した場合
- 4) お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると認められた場合

・計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。但し、特に多額の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。

・電力需給の開始または需給契約の変更等に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

・供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとします。

・周波数は、提供地域の一般送配電事業者指定の周波数に準じ、50ヘルツまたは60ヘルツとします。

- ・一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等についてご協力をお願いします。
- ・一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむをえない場合、または需給上・保安上必要な場合、お客さまの電気の使用の制限・中止にご協力をお願いします。
- ・業務上必要とする場合に、当社、一般送配電事業者または委託を受けた第三者がお客さまの土地または建物に立ち入ることにご承諾をお願いします。
- ・一般送配電事業者が実施する託送供給の停止に伴い、お客さまの電気設備に適当な処置を行う場合に、必要に応じてこれにご協力をお願いします。
- ・お客さまが引込線、計量器等その他需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずる恐れがあると認めた場合、またはお客さまの電気工作物に異状・故障があり、それが一般送配電事業者の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、速やかに一般送配電事業者へ通知していただきます。
- ・お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。
- ・お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。また一般送配電事業者が法令に定められた調査を行う際には、必要に応じて配線図のご提示などご協力をお願いします。

・お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはそのおそれがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

・お客さまが契約開始日以前に電気を使用していた場合には、電力使用は無契約での電力使用となるため、遡及して当社との契約が必要になります。

小売電気事業者: 株式会社 新出光(A0031) 〒812-0036 福岡市博多区上呉服町1番10号 イデックスでんきコールセンター TEL:0120-68-0313 受付時間 9:00~17:00 https://idexdenki.idex.co.jp/	代理店(媒介者) 〈代理店向け〉会社名・連絡先(電話番号)を押印・記載下さい
---	---

供給条件に係る文書
(ベーシックプラン・ミッドナイトプラン・オフィスプラン・ビジネスプラン B・
ECO ベーシックプラン・ECO ミッドナイトプラン・ECO オフィスプラン・ECO ビジネスプラン B)

本書では、当社がお客様に電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは当社イデックスでんき約款等(ホームページ)をご確認願います。

1. 小売電気事業者の名称及び登録番号
・株式会社 新出光(A0031) 左記小売電気事業者とお客さまとの電気需給契約に際し、代理店(媒介者)を介することがあります。
2. 小売供給契約の申込方法
・ウェブサイトまたはお電話
3. 小売供給開始の予定年月日
・スマートメーターへの取替工事が必要となる場合 小売供給開始予定日は、お客さまのお申し込みをいただいた後、当社、前小売電気事業者、及び一般送配電事業者において切替手続が完了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日(標準処理期間満了日)以降の最初の定例検針日を原則とします。但し、お客さまのご要望により、定例検針日以外の標準処理期間以降の希望日を切替日として指定いただくことは可能です。
・スマートメーターへの取替工事が不要である場合 切替手続が完了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降の日となります。
4. 小売供給に係る料金
・基本料金、及び従量料金は以下の通りです。(一月あたり、税込)
・料金には燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金が加算されます。なお、①イデックスでんきベーシックプラン、②イデックスでんきイデックスでんきECOベーシックプラン、③イデックスでんきミッドナイトプラン、④イデックスでんきECOミッドナイトプラン、⑤イデックスでんきオフィスプラン、⑥イデックスでんきECOオフィスプランは、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金に加え、電源調達調整費が加減算されます。

	契約電流	基本料金	電力量料金			ECO料金
			最初の120kWhまでの1kWhにつき	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	300kWhを超える1kWhにつき	
①イデックスでんきベーシックプラン	30A	939円23銭	18円28銭	23円88銭	25円78銭	-
	40A	1,252円31銭	18円28銭	23円88銭	25円78銭	-
	50A	1,565円39銭	18円28銭	23円88銭	25円78銭	-
	60A	1,878円47銭	18円28銭	23円88銭	25円78銭	-
②イデックスでんきECOベーシックプラン	30A	939円23銭	18円28銭	23円88銭	25円78銭	500円00銭
	40A	1,252円31銭	18円28銭	23円88銭	25円78銭	500円00銭
	50A	1,565円39銭	18円28銭	23円88銭	25円78銭	500円00銭
	60A	1,878円47銭	18円28銭	23円88銭	25円78銭	500円00銭

※基本料金は1契約あたりの金額です。
※使用量が0kWhの場合の基本料金は半額となります。

	基本料金			電力量料金(1kWhあたり)				ECO料金	
	契約電力が 10kW 以下の場合 (1契約あたり)	契約電力が10kWを超える場合		8:00-22:00					22:00-8:00
				平日		休日(土、日、祝)			
		15kWまで (1契約あたり)	15kW超過分 (1kWあたり)	夏・冬 7/1-9/30 12/1-2/28	春・秋 3/1-6/30 10/1-11/30	夏・冬 7/1-9/30 12/1-2/28	春・秋 3/1-6/30 10/1-11/30		
③イデックスでんきミッド ナイトプラン	1,869円91銭	4,710円62銭	568円14銭	27円57銭	24円68銭	21円95銭	18円55銭	14円48銭	-
④イデックスでんきECO ミッドナイトプラン	1,869円91銭	4,710円62銭	568円14銭	27円57銭	24円68銭	21円95銭	18円55銭	14円48銭	500円00銭

※使用量が0kWhの場合の基本料金は半額となります。

	契約容量	基本料金 1kVAにつき	電力量料金			ECO料金
			最初の120kWhまでの1kWhにつき	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	300kWhを超える1kWhにつき	
⑤イデックスでんきオフィスプラン	6kVA以上 50kVA未満	313円08銭	23円88銭	23円88銭	23円88銭	-
⑥イデックスでんきECOオフィスプラン	6kVA以上 50kVA未満	313円08銭	23円88銭	23円88銭	23円88銭	1,000円00銭

※使用量が0kWhの場合の基本料金は半額となります。

	契約電力	基本料金 1kWにつき	電力量料金	
			夏季 1kWhにつき	その他季 1kWhにつき
⑦イデックスでんきビジネスプランB	50kW未満	992円53銭	16円70銭	15円07銭
⑧イデックスでんきECOビジネスプランB	50kW未満	992円53銭	18円20銭	16円57銭

※使用量が0kWhの場合の基本料金は半額となります。※使用量が0kWhでない場合の基本料金は5%割引します。
※「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間をいいます。「その他季」とは、「夏季」以外の期間をいいます。

- ・カード決済割引:電気料金を当社指定のイデックスクラブポイントカード・イデックスクラブカードで決済する場合、月々の電気料金を55円(税込)割引します。
- ・契約継続割引:一年間契約をご継続された場合、一年満了ごとに満了月翌月の電気料金を500円(税込)割引します。また、複数契約の電気料金を一括して支払われる場合、その中で最も契約開始日が早いものを算定基準とします。
- ・請求書発行手数料:「請求書」の郵送を必要とする場合、1拠点あたり220円(税込)をお支払いいただきます。
- ・その他キャンペーン:ホームページ、イデックスでんきコールセンター等でご確認願います。

5. 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
・原則として、料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。なお、契約の開始・変更・終了の際には、日割計算を

行います。

- ・使用電力量の計量は、一般送配電事業者が取り付ける記録型電力量計の読みによるものとし、託送供給等約款における接続供給電力量をもって使用電力量とします。
- ・料金の支払義務は原則として検針日の属する月の末日に発生するものとし、支払期日は、支払義務発生日の翌月23日とします。
- ・お客さまが支払期日を経過して料金をなお支払われない場合、支払期日の翌日から支払日まで期間の日数に応じて年利10%の延滞利息を申し受けます。

6. 支払方法

- ・原則として、クレジットカード払いまたは口座振替とします。但し、初回のお支払いや一般送配電事業者に対するお客さまの責任としてご負担いただく費用等は当社所定の払込票によりお支払いいただきます。

7. 契約期間の定め、及び契約の更新

- ・契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までとし、契約の消滅または変更がない場合は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

8. 小売供給契約の変更や解約の期間制限

- ・契約変更、及び解約の期間制限は設定しません。

9. 契約変更・解約

- ・**お客さまからの申し出による小売供給契約の変更** 契約種別、契約電流、契約容量等の変更をされる場合は、申込みをされた日以後、原則として最初の検針日から適用します。
- ・**お客さまの都合による小売供給契約の解除に伴う費用**
 - 1) **契約後、供給開始前の契約解除** 一般送配電事業者が供給設備の一部または全部を施設したのち、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を変更または廃止される場合は、当社は、一般送配電事業者から当社に請求された当該費用の実費をお客さまから申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。
 - 2) **契約後1年未満の契約解除** お客さまが契約電力量等(契約電流、契約容量、契約電力)を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力量等を減少しようとする場合には、当社は、原則、需給契約の変更または消滅の日に、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から当社に請求された料金、工事費の精算額をお客さまから申し受けます。
- ・**当社からの申し出による解約** お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は需給契約を解約する場合があります。
 - 1) お客さまがこの需給契約の料金または他の需給契約の料金を、支払期日の翌月20日までに、なお支払われない場合
 - 2) お客さまが料金以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます)を支払われない場合
 - 3) お客さまが電力供給約款に記載されていることに違反した場合
 - 4) お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると認められた場合

10. 工事に関する費用の負担

- ・計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。但し、特に多額の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。
- ・電力需給の開始または需給契約の変更等に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

11. 供給電圧および周波数

- ・供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとします。
- ・周波数は、提供地域の一般送配電事業者指定の周波数に準じ、50ヘルツまたは60ヘルツとします。

12. お客さまの責任

- ・一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等についてご協力をお願いします。
- ・一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむをえない場合、または需給上・保安上必要な場合、お客さまの電気の使用の制限・中止にご協力をお願いします。
- ・業務上必要とする場合に、当社、一般送配電事業者または委託を受けた第三者がお客さまの土地または建物に立ち入ることにご承諾をお願いします。
- ・一般送配電事業者が実施する託送供給の停止に伴い、お客さまの電気設備に適当な処置を行う場合に、必要に応じてこれにご協力をお願いします。
- ・お客さまが引込線、計量器等その他需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずる恐れがあると認めた場合、またはお客さまの電気工作物に異状・故障があり、それが一般送配電事業者の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、速やかに一般送配電事業者へ通知していただきます。
- ・お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。
- ・お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。また一般送配電事業者が法令に定められた調査を行う際には、必要に応じて配線図のご提示などご協力をお願いします。

13. 電気の使用法、器具、機械その他の用品の使用等

- ・お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはそのおそれがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

14. その他

- ・お客さまが契約開始日以前に電気を使用していた場合には、電力使用は無契約での電力使用となるため、遡及して当社との契約が必要になります。

15. お問い合わせ先 ※イデックスでんきに関するお問い合わせ及び契約の変更・解除のお申し出はイデックスでんきコールセンターへ

小売電気事業者：株式会社 新出光(A0031) 〒812-0036 福岡市博多区上呉服町1番10号 イデックスでんきコールセンター TEL:0120-68-0313 受付時間 9:00～17:00 https://idexdenki.idex.co.jp/	代理店(媒介者) 〈代理店向け〉会社名・連絡先(電話番号)を押印・記載下さい
---	---